

市内農業施設における利用許可基準

(目的)

市内農業施設における許可基準について、関連する条例及び規則に基づき、施設使用許可基準を具体的に示すことを目的とする。

(適用の範囲)

川本農業総合地域施設、川本農村婦人の家

(利用許可基準)

利用許可にあたり、原則として、以下基準に従うものとする。

1. 利用目的について

利用者の健康増進、教養の向上、地域振興を目的とした利用とし、営利目的の利用によらないものとする。

また、本基準における非営利目的の利用範囲内による利用とする。

2. 利用者区分

区 分	定 義
営 利 団 体	株式会社、有限会社、個人商店等
非営利団体	その他公共団体（※1）、公共的団体（※2）
地方公共団体	深谷市、その他地方公共団体
そ の 他	個人、又、地域団体、同好会、サークル等の団体

- ※1 その他公共団体 ①公共組合（土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、商工組合等）
②営造物法人（公団、公庫、事業団等）
③独立行政法人（国立大学法人を含む）

- ※2 公共的団体 農業協同組合や商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等

3. 営利・非営利の判断について

(1) 営利目的の利用の判断基準

- ・営利目的の利用範囲（※許可しないもの）

本基準における営利団体が施設を利用するにあたり、商品販売、製品説明会等の直接収益に結び付く利用だけではなく、社員の職場研修、採用面接等、その使用が直接収益に結びつかない利用も含む

・非営利目的の利用範囲（※許可するもの）

(A) 本基準における非営利団体が施設を利用するにあたり、事業に関する会議や、一般市民等を対象に開催する行事等のほか、福利厚生事業のため利用する場合

(B) 本基準における地方公共団体が施設を利用するにあたり、主催事業のため利用する場合

(C) 本基準における営利団体が施設を利用するにあたり、本基準の営利目的に該当しない利用範囲で同団体構成員の福利厚生事業のため利用する場合

(2) 一般市民等を対象に料金を徴収し開催する有料行事（参加費等の料金を徴収する場合）の営利・非営利利用の取り扱い

・本基準における営利団体が主催する行事の場合、料金の徴収の有無にかかわらず、営利目的として取り扱う

・本基準における非営利団体においては、営利を行ってはならない旨、それぞれの該当法に規定されていることから、非営利目的として取り扱う

・本基準におけるその他団体においては、本基準の営利目的に該当しない利用範囲で、徴収金から行事運営費その他を差し引いた金額が著しい場合を除き、非営利目的として取り扱う

4. その他について

(1) 利用目的に虚偽があると認められるとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

・健全な社会風俗に反する行為

・わいせつ、賭博、暴力、詐欺、喧噪等の行為

(3) 管理上支障があると認められるとき

・不特定多数を対象とした利用

(4) 2日以上連続した占有利用

(5) その他の行為

・宗教の布教、入信等の勧誘を行うこと

・暴力団、暴力団員又は暴力団関係者である者が活動を行うこと

・政治団体による寄付、入会等の勧誘を行うこと

・金銭、物品の寄付等の強要を行うこと